

令和8年度 高千穂町中央公民館前期講座の受講生を募集します。

募集期間：令和8年4月30日(木)～令和8年5月10日(日)

申込み先：高千穂町中央公民館 ☎0982-72-7219 ※応募多数のときは、抽選となります。

もしくは右記 QRコードよりお申し込みください。また、表示額は1講座の受講料です。



① コーヒー教室(定員10名×2回)

講師：宮脇 岳 先生  
日時：10時～11時30分  
6/8(月)、7/13(月)いずれか1日  
場所：中央公民館  
受講料：200円 材料費：800円  
ドリップコーヒーの淹れ方について学び、淹れ方で変わる味の違いを感じてみませんか？

④ 健康麻雀教室(定員12名)

講師：興梠 高彦 先生  
日時：毎週金曜日9時30分～12時  
6/5、6/12、6/19、6/26  
場所：コミュニティセンター 受講料：800円 書籍代：858円(新規の方)  
今、話題になっている健康麻雀で、脳トレ(頭の体操)してみませんか？初心者もOKです！

⑦ ヨガ教室(定員12名)

講師：児玉 愛里 先生  
日時：毎週金曜日10時～11時30分  
5/22、6/26、7/24  
場所：中央公民館  
受講料：600円  
運動量も少なく、ゆったりとしたやさしいヨガですので初心者でも安心して受講出来ます。

⑩ 書道教室(定員10名)

講師：武田 奈津子 先生  
日時：毎週木曜日18時30分～20時30分  
6/4、6/18、7/2、7/16  
場所：中央公民館  
受講料：800円 材料費：500円  
好きな言葉を毛筆で書いてみませんか？未経験の方も毛筆の基本等アドバイスします。

② 里歩き教室(定員20名)

講師：南條 良夫 先生  
日時：毎週木曜日 9時～12時  
6/4、6/25、7/16  
集合場所：中央公民館  
受講料：600円  
各地区の歴史の話や史跡等を見学しながら、ゆっくり歩きます。第1回目は上川登地区の予定です。

⑤ 音楽クラブ(定員10名)

講師：田崎 由美子 先生  
日時：毎週火曜日10時～12時  
6/2、6/16、6/30、7/7  
場所：中央公民館  
受講料：800円  
たて笛などの楽器を使用して音楽を楽しみませんか？初めて楽器に触れる方も大丈夫です。

⑧ そば打ち教室(定員8名×2回)

講師：児嶋 尚憲 先生  
日時：10時～12時  
6/15(月)、6/22(月)いずれか1日  
場所：中央公民館  
受講料：200円 材料費：1000円  
初めての方でも安心して参加できる、そば打ちの流れと基礎を学べる体験教室です。

⑪ ギター教室(定員10名)

講師：佐藤 和典 先生  
日時：毎週土曜日10時～12時  
6/13、6/27、7/11  
場所：中央公民館  
受講料：600円  
クラシック・映画音楽・童謡・歌謡曲など弾いてみたい曲を教えます。初心者の方もどうぞ。

③ 郷土芸能踊り教室(定員15名)

講師：花柳 慶次松 先生  
日時：毎週水曜日10時～11時30分  
6/17、7/1、7/15  
場所：中央体育館サブコート  
受講料：600円  
高千穂旧ばら踊りとがまだせ節を踊ってみませんか？初めて踊る方も大歓迎です。

⑥ 消費者教室(定員15名)

講師：松本 哲也 先生  
日程：7/10(金)  
時間：10時～12時  
場所：中央公民館 受講料：無料  
県消費生活センターの出前講座です。暮らしの中の契約(悪質商法・振り込め詐欺の手口など)の基礎知識をお話します。

⑨ ハンドメイド教室(定員10名)

講師：下鶴 エミ 先生  
日時：毎週水曜日10時～12時  
5/27、6/10、6/24、7/8  
場所：中央公民館  
受講料：800円 材料費：実費  
ご自宅で使わなくなったカゴなど、一閑張りで蘇らせてみませんか？

⑫ シニアバドミントン教室(定員15名)

講師：芝寄 侑司 先生  
日時：毎週水曜日14時～16時  
6/10、6/17、6/24  
場所：中央体育館  
受講料：600円  
体力づくり、ダイエット、運動不足解消にバドミントンをしませんか？初心者・シニア・男女問いません。

「人手不足」にお困りの事業者の皆様へ

# 特定地域づくり事業協同組合制度を 活用しませんか？

この制度を活用すれば「人手不足解消」「事業承継」に繋がるかもしれません。

行政 | 高千穂町



若年層転出・人口減少が止まらない  
移住・定住が進まない

事業者 | 特定地域づくり事業協同組合員



人手不足・後継者不在  
繁忙期だけでも人手が欲しい

働き手 | 特定地域づくり事業協同組合



自分に合う職業って？高千穂に住みたい  
働く場所はどうしよう？

## 特定地域づくり事業協同組合制度とは？

人口急減地域において、組合が年間を通じて正規職員を雇用し、組合員の事業者の人手が必要な時期に職員を派遣する制度です。これにより繁忙期の人手不足解消や、安定した雇用環境整備に繋がり、定住促進の効果も期待できます。また、運営費を行政が財政支援することで経営の安定が見込めます。

組合員(地域の事業者)



特定地域づくり  
事業協同組合

地域内の住民や移住者等



制度について詳しくはこちら ▶

(総務省 特定地域づくり事業協同組合制度説明サイト)

特定地域づくり事業協同組合制度 🔍

